

ANDRA GROUP, LP v. VICTORIA'S SECRET STORES, LLC事件、上訴番号2020-2009(CAFC、2021年8月3日)。Reyna裁判官、Mayer裁判官、Hughes裁判官による審理。テキサス州東部地区地方裁判所(Mazzant, III裁判官)による審理を不服としての上訴。

#### 背景:

Andra社は、被告事業者が運営するウェブサイト(www.victoriasssecret.com)がAndra社の特許を侵害しているとして、テキサス州東部地区(以下「地区(District)」)地方裁判所に特許侵害訴訟を提起した。被告には、親会社(「LBI」)と3件の子会社(以下、「店舗(Stores)」、「直営(Direct)」、「ブランド(Brand)」)が含まれており、これらの子会社は、「Victoria's Secret」というブランドの下で様々な事業を展開している。店舗(Stores)は、地区内でVictoria's Secretというブランドの小売店を運営している。

被告は、共同で(i) 店舗(Stores)は地区で侵害行為を行っていない、(ii) LBI、直営(Direct)、ブランド(Brand) (以下、「店舗を運営していない被告(Non-Store Defendants)」)は、店舗(Stores)のみが小売店を運営しているため、地区に通常確立された業務を行っている場所(a regular and established place of business)を有していない、と主張して、不適切な裁判地であることを理由に本件棄却の申し立て(motion to dismiss)を提出した。地方裁判所は、店舗(Stores)に関しては棄却の申し立てを一部拒否し、「店舗を運営していない被告」が地区内に通常確立された業務を行っている場所を有していないことを理由に、「店舗を運営していない被告」に関しては棄却の申し立てを一部認めた。Andra社は、「店舗を運営していない被告」の棄却を不服として上訴した。

#### 争点/判決:

地方裁判所が、「店舗を運営していない被告」が同地区に通常確立された業務を行っている場所(a regular and established place of business)を有していないため、裁判地が不適切であると判断したのは誤りであったか。否、原判決が確認支持される。

#### 審理内容:

CAFCは、通常確立された業務を行っている場所(a regular and established place of business)とは、被告の事業を行っている被告の従業員やその他の代理人が通常物理的に存在することを必要とするとした。この要件を満たすため、Andra社は2つの代替理論を主張した。

まず、Andra社は、地区内の小売店にて働く店舗(Stores)の従業員は、「店舗を運営していない被告」の代理人であると主張した。代理関係とは、本人が代理人の行動を指示または管理する権利を有している場合にのみ成立する。Andra社は、LBIが店舗の運営、従業員の雇用と解雇を指示し、従業員の行動規範の遵守を管理することにより、店舗の従業員を管理していると主張した。CAFCは、小売店の店長の証言により、店長が従業員の雇用/解雇や行動を完全に管理していることが示されたため、LBIの管理力は不十分であるとした。

また、Andra社は、直営(Direct)がウェブサイト上での購入商品の返品処理を指示することにより、店舗の従業員を管理していると主張した。CAFCは、直営(Direct)が店舗の従業員による返品処理を管理していることをサポートする証拠はないとした。Andra社は、ブランド(Brand)が店舗で販売されている商品の流通と販売を管理していると主張した。CAFCは、商品の管理と店舗の従業員の管理は一致しないとした。従って、CAFCは代理関係は存在しないとした。

第二に、Andra社は、代理関係に関するAndra社の理論をサポートするのに使用されたのと同じ事実に基づき、「店舗を運営していない被告」が小売店を自己らの事業所として承認したと主張した。CAFCは、*In re Cray*事件の判決に依拠して、「店舗を運営していない被告」が小売店を自己らのものとして承認したか否かを決定した。CAFCはAndra社に同意せず、Andra社が提示した証拠はいずれも、「店舗を運営していない被告」が共有ビジネスモデルの中でのビジネス関係を越えて、小売店にて実際にビジネスを行っていることを示していないと判断した。